

恵庭市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 10 月

恵庭市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、恵庭市では平成24年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議してきました。

このたび、関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、「恵庭市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

- ◇ 恵庭市教育委員会教育部
- ◇ 恵庭市生活環境部
- ◇ 恵庭市建設部
- ◇ 北海道札幌方面千歳警察署
- ◇ 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所
- ◇ 北海道空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所
- ◇ 恵庭市校長会
- ◇ 恵庭市PTA連合会

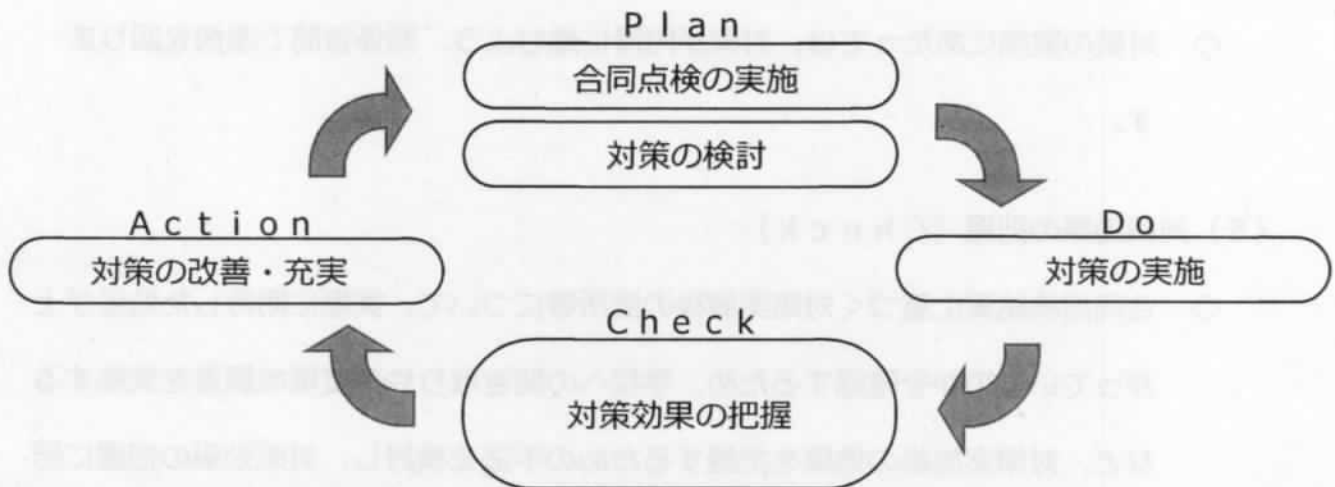
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検を継続して実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実に努めます。

これらの取組をPDCAサイクルに沿って繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

- ◇ 市内の全小学校から報告された危険箇所を対象に、毎年1回合同点検を実施します。なお、積雪時の危険箇所の把握も必要であることから、随時冬期に補完的に実施します。
- ◇ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

② 合同点検の体制

- ◇ 学校、保護者、道路管理者、警察等が参加し、合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ◇ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (D o)

- ◇ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (C h e c k)

- ◇ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのかを確認するため、学校への聞き取りや再度現地調査を実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

- ◇ 対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4. 対策箇所一覧、対策箇所図の公表

- ◇ 点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するため、「対策箇所一覧」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。